



◆国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。

- ①保険料申請免除制度…本人、世帯主、配偶者の前年の所得要件により全額または4分の3、半額、4分の1が免除となります。
- ②若年者納付猶予制度…50歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得要件により、保険料の納付が猶予されます。
- ③学生納付特例制度…学生で、本人の前年の所得要件により、在学中の保険料の納付が猶予されます。

◆老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入します(表1)。老齢基礎年金など(表2)年金給付を受けるためのシステムですが、国も給付に必要な費用の2分の1を負担しています。

年金受給のために、国民年金への加入届けを出して、保険料もきちんと納めましょう。

◆20歳になったらすべての人が加入します(表1) 国民年金の加入者は次の3つに分けられます。

種別	加入者	加入の届出	保険料の納付
第1号被保険者	自営業・農林業・学生・無職の方など	ご自身で市役所の担当窓口へ	ご自身で納付 月額16,340円(平成30年度)
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先が届け出	給料などから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が届出	なし(配偶者の加入している年金制度が負担)

◆暮らしをサポート3つの基礎年金(表2)

種別	対象	年金額(平成30年度)※1
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある方が65歳から受けられます。※2	779,300円(満額) ◆保険料を40年間納めた場合
障害基礎年金	国民年金(第1号)加入中に初診のある病気やけがで国民年金法の1・2級の障害にある間、支給されます。※3	1級 974,125円 2級 779,300円
遺族基礎年金	国民年金(第1号)加入中や老齢基礎年金を受けているか受けられる方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。※3 (子とは18歳到達年度末までの子または20歳未満の障がいのある子をいいます)	779,300円+子の加算 ・2人まで1人につき各224,300円 ・3人目以降1人につき各74,800円

※1 国民年金は賃金や物価の変動により年金額の見直しが行われます

※2 国民年金の受給資格期間が10年以上で老齢基礎年金が受けられるようになりました。これまで年金加入期間が受給資格期間(条件)に満たないため年金を受け取ることができなかった方は、早めに年金事務所へご相談ください

※3 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、条件があり認定が必要です

◆納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納期を守ってしっかり納めましょう。

栃木年金事務所では、相談希望日の1カ月前予約による年金相談を実施しています

▶予約相談時間帯=月曜日(休日明け初日):午前8時30分~午後6時、火~金曜日:午前8時30分~午後4時、第2土曜日:午前9時30分~午後3時

▶予約受付=ナビダイヤル☎0570(05)4890

栃木年金事務所☎0282(22)4697 ※平日 午前8時30分~午後5時15分

■問合せ=市民課年金係☎(20)3019・田沼行政センター☎(61)1124・葛生行政センター☎(86)4713

注
目
健康福祉
募集
催し物
お知らせ
講座
施設
子育て



**女性の再就職相談会
(出張相談)**

ハローワーク足利マザーズコーナーの相談員が、仕事の選び方、面接の受け方、子育てしながら働く情報などについて相談をお受けします。また、求職申込書のご案内もします。 ※託児サービスあり (満6カ月以上就学前)

▼日時 11月30日(金)午前10時～正午
▼会場 西児童館
▼費用 無料

■申込・問合せ 人権・男女共同参画課 ☎1140

年末の防犯防火診断

12月3日(月)に年末の防犯防火診断を行います。夕方、市警察・消防の関係者が市内を巡回します。

本市では、乗り物盗などは依然として高い割合で発生しているほか、子供や女性への凶悪事件の前兆となる「声かけ」や「つきまとい」事案などの発生が増加傾向にあります。

さらに、今年も県内において、振り込め詐欺など『特殊詐欺』の発生が止まりません。

犯罪から自分、家族、地域を守るための対策を年末年始に向けてもう一度見直してください。

■問合せ 危機管理課 ☎3056

足利佐野都市計画事業

駅南公園西土地地区画整理事業の事業計画案の縦覧

土地地区画整理法第55条第1項の規定により縦覧します。

当該事業計画案で、都市計画で定められた事項以外について意見のある利害関係者は、12月11日(火)までに栃木県知事に意見書を提出することができます。

▼縦覧期間 11月14日(水)～27日(火) (土・日曜日を含む) 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 都市整備課(5階)

■問合せ 同課 ☎3101

狩猟事故防止のために

11月1日から翌年2月末日まで「狩猟期間」です。

狩猟者自身が気をつけるのはもちろんですが、ハイキングなどで山林に入る方、農作

業などに従事される方も次のことに気をつけましょう。

- ① オレンジ色などの明るい色の目立つ服装を心がける
- ※ 白い帽子やタオルなどは、シカに間違えられる色です
- ② 鈴、ラジオなどで自分の存在を知らせる
- ③ 銃声が聞こえたら近寄らない
- ④ 林道などに複数の車両が止まっているときは、近くで狩猟を行っていることがあるので、気をつける
- ⑤ 「わな」設置の看板(標札)などがある場所へは近寄らない

■問合せ 農山村振興課 ☎1163

市民協働による

地域づくり講演会

『あそび』を取り入れた地域づくり

▼日時 11月8日(木)午後1時30分～3時30分

▼会場 田沼中央公民館

▼費用 無料

▼講師 西川正さん(特定非営利活動法人ハンプズオン埼玉理事)

■問合せ 市民活動促進課 ☎3812

ストップ・滞納～税金は納期限内に納めましょう～ ■問合せ=収納課 ☎(20)3010

税金は、市民の皆様が安心して豊かな社会生活をしていくための大切な財源です。

市では、税金を納期限内に納めていただいている多くの方との公平性を保つために、納付できるのに納付しない方や、他の返済を優先し税を滞納している方については、早期に滞納整理を行っていきます。

市では、次のような取り組みを行っています

- **納税相談** 市税などを納期限内に納めることが困難な方からの相談を受け付けています。
- **納税催告** 納期限を過ぎても納付・相談がない方へ、催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、または勤務先訪問を行います。
- **財産調査** 滞納されている方の財産調査(官公署、金融機関、保険会社など)を行います。また、勤務先に対して給与の照会も行います。
- **差し押さえ** 滞納されている方の財産(不動産、預貯金、生命保険、給与、自動車など)の差し押さえを行います。差し押さえ後も納付にならない場合は、差し押財産の公売・取立を行い、市税に充当します。



自動車の差し押さえの様子

期限内納付にご協力をお願いします

